

大口町告示第44号

大口町健康推進活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町健康推進活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町健康推進活動交付金交付要綱（平成10年大口町告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3万円」を「4万円」に、「12万円」を「10万円」に改める。

第4条を次のように改める。

（交付の決定等）

第4条 代表推進員は、当該年度4月末日までに、健康推進活動交付金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該年度5月末日までに交付金の額を決定し、健康推進活動交付金交付決定通知書（様式第2）により代表推進員に通知し、交付金を交付するものとする。

第7条中「様式第3」の次に「。以下「実績報告書」という。）」を加える。

第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（交付金の確定通知）

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、健康推進活動交付金確定通知書（様式第4。以下「確定通知書」という。）により当該代表推進員に通知するものとする。

（交付金の精算）

第9条 代表推進員は、確定通知書を受けたときは、町長に対し健康推進活動交付金精算書（様式第5）を提出し、速やかに精算するものとする。

（交付金の交付決定取消又は返還）

第10条 町長は、代表推進員に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、健康推進活動交付金交付決定の取消・交付金返還通知書（様式第6）により、交付金の交付を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱により提出する書類に虚偽の事項を記載し、又は交付金の交付に関し不正の行為があった場合

(2) 町長の指示に従わず、報告、検査等を拒んだ場合  
様式第 2 を削る。

様式第 1 中「なお、            年    月    日までに別紙請求書を提出してください。」を削り、同様式を様式第 2 とし、附則の次に次の 1 様式を加える。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員

㊞

健康推進活動交付金交付申請書兼請求書

大口町健康推進活動金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請します。なお、交付金については、下記の振込先に振込いただきますようお願いいたします。

記

1 交付申請額 金 円

(内訳：100円× 世帯)

※世帯数は、申請年度の4月1日現在で、住民基本台帳に記録されている世帯数。（寮世帯を除く）

2 振込先

振込先金融機関	預金の種類	口座番号	口座名義
店	普通・当座		

様式第3中「交付金額 金 円也」を「実績額 金 円」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第4（第8条関係）

第 号  
年 月 日

地区代表健康推進員

様

大口町長

印

健康推進活動交付金確定通知書

年 月 日付けで報告がありました交付金事業について、次のとおり交付金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第5（第9条関係）

健康推進活動交付金精算書

年 月 日

大口町長 様

地区代表健康推進員 ⑩

年 月 日付け 第 号で健康推進活動交付金の確定通知を受けましたが、下記のとおり精算します。

記

当初交付決定額（A）	金 円
交付確定額（B）	金 円
精算額（A）－（B）	金 円

様式第6（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

健康推進活動交付金交付決定の取消・交付金返還通知書

年 月 日付け第 号で 交付決定通知  
変更承認通知 したことは、  
交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。  
については、交付済みの下記の金額を速やかに返還してください。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 取消理由

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。